

令和5年度 第11回江津市農業委員会総会

日時：令和6年1月22日(月) 午前9時30分～

場所：江津市総合市民センター 2階会議室

議事日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 報告 第1号 農地の使用目的変更届出について

第3 議案 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

第4 議案 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

第5 議案 第3号 非農地証明について

第6 意見 第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について

第7 その他

○出席農業委員（10名）

1番 佐々木英夫 2番 田代和秋 3番 二本木俊二 4番 原田和徳
5番 山本秀彦 6番 田中克行 8番 和田幸子 9番 深野政勝
10番 山田博 11番 藤井孝子

○出席推進委員（10名）

吉岐和功、平野庄次、野村耕平、本多昌平、仲津和法、盆子原温、
野田英夫、湯淺憲昭、井上清澄、階本誠一

○出席した事務局職員 事務局長 大賀千晶 参事 藤田佳久 主任 津島正彦

○午前9時30分 農業委員会総会 開議

事務局 おはようございます。定刻よりやや早いですが、皆さんお揃いですので令和5年度、第11回江津市農業委員会総会を開会させていただきます。それでは、会長のあいさつの後、議事進行をよろしくお願いします。

会長 今年初めての総会ということですので、お集りいただきました皆さま、あけましておめでとうございます。今年もよろしく願いいたします。今年も、皆さんご存じのように元日から能登半島の震災、羽田空港の飛行機事故と大きな災害

が続いております。特に能登地方については、まだまだこれからが大変な時期だろうと思われ、農業委員会としてお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。そういった中でおめでとうございませうと言うのも、いかがなものかなと思ひながらですが、よろしくお願ひいたします。今年も、昨年と同様に地域計画の策定について、先々まで農地が利用されやすく、また次の世代に引き継がれていきますように、農業委員会の役割として全力で進めて参りたいと思ひているところです。また、去年は、高知県や益田市、鳥取県南部町の他、たくさんのお視察がありました。また、2月1日には広島県三次市の農業委員会の委員さんが、視察にお見えになることになっております。視察に来られた皆さんに対して恥じないよう、計画策定等あるいは実施に向けて頑張っていかなければと思ひますので、各委員の皆さんにおかれましては、今後もお協力を願ひいたします。それから、皆さん新聞等でご覧になっているかと思ひますが、松江市農業委員会等では、今年から8月～9月に行う農地調査等について、農業委員の負担軽減を目指して、衛星データを活用しての実施を検討されているとありました。私達も衛星データを出来るだけ活用して、委員の皆さんが暑い時期に行う農地パトロールの負担の軽減を、少しでも出来ればと思ひます。まずは現在導入しているタブレットの活用を進めていくべきだと思ひますが、地域によっては、地籍調査が出来ていないということもありまして、なかなか使用していくことが難しい状況ではあります。出来るだけ活用を進めて、農地パトロール等の負担軽減に取り組んでいきたいと思ひます。また、先日皆さんのお手元に農地利用意向調査の確認書類が届いていると思ひます。地番や場所等すり合わせが難しいかと思ひますけれども、事務局と相談をしながら進めていただきたいと思ひしておりますので、これも併せてご協力を願ひいたします。それから、以前から、総会でのマスクの着用をお願いしております。島根県が今年の3月まで着用を勧めているということで、江津市も会議等でのマスク着用をしていただいておりますが、3月が終わった時点で見直しをされるとお聞きしておりますので、今しばらくご協力の程よろしく願ひいたします。それでは、ただ今より、令和5年度、第11回江津市農業委員会総会を開会いたします。本日は、大村委員と崎谷推進委員から欠席の報告がありました。出席委員については、過半数以上であるので、本総会は成立しております。本日の議事は、お手元の議事日程により進行いたします。なお、発言の際には挙手の上、指名

を受けてからお願いいたします。

会 長 日程第1、会議録署名委員の指名につきましては、私から指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

会 長 ご了解をいただきましたので、4番 原田委員、5番 山本委員を会議録署名委員に指名いたします。よろしくお願いいたします。

使用目的変更届出

《 後地町 》

会 長 日程第2、報告第1号「農地の使用目的変更届出の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、報告第1号です。農地の使用目的変更届出についてです。番号は1番。農地の所在は後地町●●●番●、地目は田、面積は●●●㎡です。所有者と●●●●さん、●●県●●市●●●町●丁目●●番地です。変更事由としましては、湧水等及び排水システムの不良により軟弱である地盤に、土砂を搬入して農地の嵩上げを行って、花木の植樹を行うということです。これは、一昨年から継続で行っているもので、工期が今年の1月1日から12月31日ということで、今年いっぱい実施していくということでございます。以上です。

会 長 それでは、藤井委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4番委員 それでは説明をいたします。位置図の1ページをご覧ください。19日に現地確認をさせていただきました。ここは、国道9号線、尾浜の交差点から●●●●●●●の方面に入って行きますと約●●●mほど南に進んだ道路沿いの左側の場所に現地があります。こちらは、去年も同じように申請が出ておりましたが、建設会社の方から説明は受けたのですが、残土が足りずに目標とする高さまで達しなかったため、工事の延長をしたいということでした。見た所まだ途中かなという感じでした。周辺は耕作している所はありませんし民家もありません。特に大きな問題は無いと思いますので、よろしくお願いいたします。

会 長 ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等はありませんか。はい、どうぞ。

階本推進委員 これは、最終的に誰が花木栽培をされるのですか。

事務局 これは、所有者が届出をして栽培をするとはなっておりますが、管理されるの

は届出者が委託される者になると思います。

会 長 よろしいでしょうか。

階本推進委員 そうすると、これがきちんと畑になった後、誰かが耕作されるということですか。

事務局 そうですね。植栽をしてからどなたかに委託をされるのだと思います。

階本推進委員 まだ決まっている訳では無いのですね。

事務局 決まっていないですね。造成の途中ですので、植栽もしておりませんし、管理は決まっていないですね。

会 長 よろしいでしょうか。他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

会 長 質問等はないようであります。報告のとおり農地の使用目的変更届出の1については、ご了承願います。

農地法 第3条

《 桜江町谷住郷 》

会 長 次に日程第3、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の1について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の山本委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請です。番号は1番です。農地の所在は桜江町谷住郷●●●番●、地目は畑、面積は●●●㎡です。譲渡人は●●●●さん、●●市●●町●●●番地です。譲受人は●●●さん、●●市●●町●●●番地です。状況としましては、譲渡人が渡津に転居されまして、過去に住んでおられた谷住郷の土地を処分することになり、無償で譲受人に譲り渡すということでございます。以上です。

会 長 それでは、山本委員から調査結果の報告をお願いいたします。

5番委員 それでは、説明をいたします。この件は先月もありました●●さんの件でございます。親元の農地で後継者もおりませんので、譲受人に無償で譲り渡したいということです。場所は江津の市街地から国道261号線を進んで桜江町に入りましてトンネルを抜けると、●●●●の●●●●●●●●●●があります。そこから約●●●m進んだ右側に、●●の外側の●●●へ続く道路に入り、●●●m進んだところに申請地があります。●●●は頻りに水害の影響を受けるのですが、●●さんは草刈りをして農地保全、●●さんは●●さんの土地の隣で耕作

されており、現在は野菜等を植えております。●●さんが農地の処分をするにあたり、●●さんに作ってもらった話になったようです。以上です。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようであります。採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

農地法 第 4 条

《 桜江町市山 》

会 長 　次に日程第 4、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　それでは、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請でございます。番号は 1 番。農地の所在は桜江町市山●●●番●、地目は田、面積が●●●㎡、桜江町市山●●●番●、地目は田、面積が●●㎡です。申請人は●●●さん、●●市●●町●●●番地です。転用目的は、道路および農業用機械置場として活用ということでございます。状況としましては、先月同地番の一時転用ということで、行っておりました県の治山事業に伴う工事用道路を設置していた場所です。その際に道路として利用していた部分はそのまま農地への進入路として残し、隣接は農業用機械の回転場とし、農地に戻せる所は農地に戻して耕作するということが一時転用に関しては完了届も出ています。改めて農地から分筆をして道路及び回転場として転用ということでの申請です。工期は、許可の日から令和 6 年 8 月 20 日となっております。以上です。

会 長 　それでは、田代委員から調査結果の報告をお願いいたします。

2 番委員 　それでは、説明をいたします。位置図は 3 ページをご覧ください。地図上の右下の方に●●●とありますが、近くに●●●●●●がありまして右端に●●●●●●がございまして、そこから●●●m くらい、●●方面に入った所が現場です。先ほど、事務局からも説明がありましたように、ここは治山事業で 11 月

に地形変更、この斜線部分の反対側に地形変更の申請があった場所です。この治山ダムを作る過程で、仮設の道路はそのまま管理道路として残しておりますと聞いていましたが、現場を見ますと●●●番●については、既に道路はコンクリートで舗装されておりました。それと●●●番●については、舗装はしてありませんけれども農業用倉庫と農機具回転場になっております。それから、三角形で白い部分がありますけれど、そこが事務局からお話がありました、農地として残せる箇所ということで三角地が●●●番●に該当します。申請人の●●さんが作付けされていますので、他の所へ影響が及ぶことはありません。ご審議の程よろしくお願いいたします。以上です。

会 長 　ただ今、説明と調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等はありませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決いたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の 1 については、可決されました。

非農地証明

《 江津町 》

会 長 　次に日程第 5、議案第 3 号「非農地証明の 1 について」を議題といたします。事務局の説明に続き、担当委員の原田委員並びに野村推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 　それでは、議案第 3 号、非農地証明交付申請でございます。番号は 1 番です。農地の所在は江津町●●●番●、地目は登記簿が畑で現況が山林、面積が●●●㎡、江津町●●●番●、地目は登記簿が畑で現況が山林、面積が●●●㎡です。所有者は●●●●持分 3 分の 1、●●市●●町●●●番地●●、●●●●持分 3 分の 1、●●市●区●●●丁目●番地●一●●●●号、●●●●持分 3 分の 1、●●市●●●町●●●番地●です。状況としましては、●●●番●は、住宅地に隣接している畑ではあるのですが、傾斜地で法面の崩壊防止のため、排水工事をするとともに休耕したため山林となっています。●●●番●は、市道の取り付け変更に伴う工事によって、鉄塔の位置が変わったということに

より耕作道が無くなってしまったため、耕作するのが困難になって休耕放置をするようになったため、山林化しているということでございます。以上です。

会 長 それでは、原田委員から調査結果の報告をお願いいたします。

4 番委員 17日の午後3時頃に野村推進委員と、旧市役所庁舎の前で合流し確認をいたしました。場所は位置図の4ページをご覧ください。中央上の辺りに江津市役所本庁舎と記載があるのが、旧市役所です。庁舎の下の方に●●とありますが、現地まで車では行けないので、●●●●●の横に車を置いて確認に向かいました。県道を歩いて交差点を渡り、●●さんというお宅が二つあります。その先に申請人のお宅と農地があるのですが、進入路は坂道で階段になっていまして、少し小高い丘というか山に近い感じでした。ここをずっと上がって行くと、申請人の親御さんのご自宅がありますが今はお亡くなりになって、空き家になっています。ここの裏手に庭がありまして、庭の方から段々畑の跡のような形で、山林化しているという所が●●●番●と確認をいたしました。また、もう一つの●●●番●ですが、獣道みたいな上がって行く道があったのですが、なかなか険しい道だったので、●●●●●●●●●●・●●●の方面から確認をしました。もう一ヶ所の進入路は、●●●●●●●●●●の横からずっと山頂に向かって階段が伸びていまして、鉄塔の方に上られるようになっていますが、チェーンが張ってあり、立ち入り禁止とされているため、上までは付近から鉄塔付近を目視して、雑木等が生えて山林化しているのを確認いたしました。申請人の●●●●さんと電話で話をしたのですが、親御さんのご自宅を売却する意向で、その他の土地も農地では無い状態にして一緒に売りたいような話をされていました。耕作自体も何年もされていないということで、山林化もしていますし、非農地で問題は無いと思います。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

会 長 続きまして、野村推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。

野村推進委員 先週の17日に原田委員と同行いたしまして、現地の調査をいたしました。毎年、農地パトロールで6年程この地域を農地パトロールしているのですが、公図上で所有者が●●●さんになっていますので、毎年訪問して様子を伺おうとしましたが、留守でした。そのため、毎年農地パトロールではB分類の5としておりました。調査の結果につきましては、原田委員が詳しくお話しした通りでございます。農地としての復旧は困難だと考えます。以上です。

会 長 　ただ今、説明とお二人からの調査結果の報告がありました。この件について、ご質問等はございませんか。はい、どうぞ。

階本推進委員 　本件について特に問題は無いのですが、非常に心配をしているのは、ここは登記簿上は畑であった訳です。それで、この地図でも畑だったのですか。地籍図においても、どうなっているのかを確認させていただけますか。

会 長 　事務局、分かりますか。

事務局 　登記上は畑で農地になっております。地籍図は、地籍調査が済んでいませんのでありません。

階本推進委員 　申請地の辺りは畑であったということは、間違い無いのですね。

事務局 　間違い無いです。

階本推進委員 　ということは、分かりやすく言うと、線で囲んで目印が付いていますけれども、この辺は実際には正確な地籍図が無いと分からないということですね。だから、図面はこう書いてあるけれども、ほぼこの辺であろうということで、表示してあるということですね。

事務局 　そうですね。境界は地籍調査が済んでいないので、筆界未定となりますが、概ねその区域という表示となっております。

階本推進委員 　境界線みたいなものはあるわけですか。

事務局 　境界は、筆界未定となっております。地籍調査がすすんでいませんので。

会 長 　よろしいでしょうか。いずれにしましても、地籍調査が終わっていない所は、境界の確定はなかなか難しい所があるかと思えます。

階本推進委員 　昔というか、以前は畑だったということですか。

事務局 　以前は畑だったはずですが。鉄塔がもう少し南側にあったはずなのですが、そこから斜面にかけてずっと畑だったように記憶しています。

会 長 　よろしいでしょうか。

階本推進委員 　はい。

会 長 　他にご質問ございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問が無いようでありますので、採決をいたします。申請のとおり、決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、非農地証明の1については、証明することに

決しました。

農用地利用集積計画

会 長 次に日程第 6、意見第 1 号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について（一括方式）」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 意見第 1 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について、一括方式でございます。1 枚めくっていただきまして、番号は 1 番です。農地の所在は桜江町小田●●●番●、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●さん、●●市●●区●●●●-●-●●-●●●号です。利用権設定を受ける者が●●●●●●●●●●、●●市●●町●●番地●●です。賃借料は 10a あたり●千円、期間は令和 6 年 2 月 1 日から令和 15 年 12 月 31 日、9 年 11 ヶ月です。中間管理事業でございます。今回の大部分は利用権設定を受ける者が同じ内容ですので、この後は少し省略させていただきます。次に 2 番です。農地の所在は桜江町小田●●●番●、地目は田、面積が●●●㎡、桜江町小田●●●番●●、地目は田、面積が●●●㎡、桜江町小田●●●番●●、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●●●●●●●さん、●●市●●●●区●●●●-●-●●●●です。利用権設定を受ける者が●●●●●●●●●●で、契約内容は先ほどと同じです。次に 3 番です。農地の所在は桜江町小田●●●番●、地目は田、面積が●●●㎡、桜江町小田●●●番●、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●●●●●●●さん、●●市●●町●●●番地●●●●番地●●●●です。利用権設定を受ける者が●●●●●●●●●●で、契約内容は同一です。次のページ、4 番です。農地の所在は桜江町小田●●●番●、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●●●●●●●さん、●●県●●市●●町●●●番●●号です。利用権設定を受ける者が●●●●●●●●●●で、契約内容は同一です。次に 5 番です。農地の所在は桜江町小田●●●番●、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●●●●●●●さん、●●市●●町●●●番地●●●●番地●●●●です。利用権設定を受ける者が●●●●●●●●●●で、契約内容は同一です。次に 6 番です。農地の所在は桜江町小田●●●番●、地目は田、面積が●●●㎡です。利用権設定する者が●●●●●●●●●●さん、●●市●●町●●●番地●●●●番地●●●●です。利用権設定を受ける者が●●●●●●●●●●で、契約内容は同一です。次のページから位置図が付いておりますので、ご確認ください。以上です。

会 長 　ただ今、事務局より説明がありましたが、この計画を定めることについて、江津市より農業委員会の意見を求められているものであります。この件について、ご質問等はございませんか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　質問等が無いようでありますので、採決をいたします。承認される方の挙手をお願いいたします。

〔 挙手全員 〕

会 長 　挙手全員と認めます。よって、意見第 1 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用権集積計画の承認について（一括方式）」は、承認されましたので、江津市に「異議なし」と回答いたします。

その他

会 長 　日程第 7、その他について総会に諮るべき案件がございますか。

事務局 　事務局からは特にございません。

会 長 　その他、皆さんの方から何かございますか。

〔 「なし」と呼ぶ者あり 〕

会 長 　それでは、その他、事務連絡等は総会終了後に行います。以上で本日の日程のすべてを議了いたしました。これをもちまして、令和 5 年度、第 11 回江津市農業委員会総会を閉会といたします。なお、次回の開催は、2 月 21 日の水曜日、江津市総合市民センターで開催いたします。よろしくをお願いいたします。

〔 閉会 午前 10 時 30 分 〕

以上議事の顛末を記載し、これに間違いのないことを認証するために署名する。

会 長

署名委員

署名委員